

無許可で消費することのできる火薬類の用途及び数量

1 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合（①～⑦の重複消費可能）

- ① 直径6cm以下の球状の打揚煙火 50個以下
- ② 直径6cmを超え直径10cm以下の球状の打揚煙火 15個以下
- ③ 直径10cmを超え直径14cm以下の球状の打揚煙火 10個以下
- ④ 200個以下の焰管を使用した仕掛煙火 1台
- ⑤ ファイヤークラッカーその他の点火により爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であって火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。） 300個以下
- ⑥ 爆竹（点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が30本以下のものに限る）であってその1本が火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火 300個以下
- ⑦ 競技用紙雷管 無制限

2 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火（打揚煙火を除く。）を消費する場合（①～④の重複消費可能）

- ① その原料をなす火薬若しくは爆薬15g以下の煙火 50個以下
- ② その原料をなす火薬若しくは爆薬15gを超え30g以下の煙火 30個以下
- ③ その原料をなす火薬若しくは爆薬30gを越え50g以下の煙火 5個以下
- ④ 発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬（爆発音を出すためのものに限る）0.1g以下の煙火

無制限

※ 無許可消費数量に該当する煙火消費であっても、がん具煙火以外の煙火であれば本手引きの記載事項及び規則第56条の4の煙火の消費基準を遵守しなければならない。